

政 法 第 5 6 4 号
答 申 第 4 0 4 号
平成 2 7 年 5 月 2 9 日

千葉県公安委員会

委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 4 年 9 月 1 9 日付け公委（習警）発第 1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 4 8 7 号

平成 2 4 年 8 月 1 1 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 4 年 7 月 2 3 日付け習警発第 1 8 6 号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、平成24年7月23日付け習警発第186号行政文書不開示決定通知書で不開示とした処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 不開示の理由として、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号により保護しようとする個人の権利利益を害するとのことであるが、いったい誰の権利利益を侵害するのか。

(2) 不開示の理由として、当該文書の存否を答えることはできないとあるが、初めから人身事故として処理されているなら、物件事務報告書は存在しないと答えられるはずである。したがって、物件事務報告書は存在する。

平成24年6月20日の千葉県公安委員会通知（公委第〇〇-〇〇号）に「あなたの妻に対し人身事故の手続き等に関し説明しております」とあるが、初めから人身事故として処理されているのであれば、手続きについて説明する必要はなく、相手方の任意保険会社は、私が習志野警察署に診断書を提出する前、いまだ治療継続中の私に単なる物損事故として強引に示談を迫ってきた。

(3) 物件事務報告書の内容を確認したい。

第3 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨

諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求に係る処分

平成24年7月23日付け習警発第186号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）処分

2 行政文書開示請求及び本件決定

平成24年6月23日付けで「平成24年6月20日の千葉県公安委員会通知（公委第〇〇-〇〇号）にある『あなたの妻に対し人身事故の手続き等に関し説明しております』の手続き以前に作成された、事故照会番号 習志野署第〇〇〇〇号における

物件事故報告書について行政文書の開示を申し出ます。」との開示請求（以下「本件請求」という。）があった。そのため、実施機関は、上記1のとおり本件決定をした。

3 不開示の理由

(1) 条例第8条第2号の該当性

ア 本件請求は、特定個人に対してなされた千葉県公安委員会通知に記載された内容を指定した上で、特定個人の人身事故の手續以前に作成された特定事故の物件事故報告書であり、特定個人に関する情報を求めているものと認められ、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号本文に該当することは明らかである。

イ 条例第8条第2号ただし書きは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされている情報等について例外的に開示するものを定めたものであり、本件請求に係わる情報は該当しない。

(2) 条例第11条該当性

本件請求は、特定個人に関する情報の請求であり、開示請求に係る文書が存在するか否か答えること自体が特定個人に関する文書の存在の有無を明らかにすることとなり、結果として不開示情報を開示することになるため、条例第8条第2号により保護しようとする個人の権利利益を侵害する。よって、当該文書の存否を答えることはできない。

4 審査請求の理由及び決定の妥当性について

(1) 審査請求の理由について

上記第2の2審査請求の理由のとおりである。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 上記第2の2(1)の主張について

審査請求人は、本件決定に関して、「特定個人の権利利益を侵害するとのことだが、いったい誰の権利利益を侵害するのか不明である。」と主張する。

同主張は、不開示理由の「特定個人」が誰であるかを求めているものと考えられる。

本件請求は、特定個人に関する情報の開示を求めたものである。

「特定個人」とは、本件請求に記載された「平成24年6月20日の千葉県公安委員会通知」を受理した特定個人であり、本件請求のように特定個人になされた公安委員会からの通知の内容に基づく文書の存否を回答すること自体が、特定個人が公安委員会から特定の内容の通知を受けた事実があるという個人情報存在を明らかにすることとなる。

また、行政文書開示請求は、「何人でも」請求できることから、請求者が当該

情報の特定個人であるかに左右されず、どのような人物からなされた場合でも、同じ決定をする必要が認められる。

イ 上記第2の2(2)の主張について

審査請求人は、「不開示の理由に当該文書の存否を答えることができないとあるが初めから人身事故として処理されているなら、物件事務報告書は存在しないと答えられるはずである。したがって物件事務報告書は存在する。」と主張する。

同主張は、文書が存在しないのであれば存在しないと答えられるはずであり、存在を回答しないのは文書が存在するためであり、文書隠蔽をしていると申し立てていると認められる。条例第11条に規定する存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については文書の有無にかかわらずに存否を明らかにしないで拒否することが必要である。本件請求は、特定個人に関する情報を求めた請求であり、存在の有無を回答することにより特定個人に関する情報を開示することとなることから、前記主張は認められない。

ウ 上記第2の2(3)の主張について

審査請求人は、「物件事務報告書の内容を確認したい。」と主張する。

審査請求人が主張するとおり、「物件事務報告書」が、審査請求人の情報であり、その内容を確認したいのであれば、利用すべき制度は、「千葉県個人情報保護条例」に基づく「自己情報開示請求」であると思料される。

行政文書開示請求の受理に際し、審査請求人に対しては、その旨の教示も行っている。条例に基づく行政文書開示請求制度においては、特定個人に関する情報は不開示情報であり、本件請求においては、文書の存否を明らかにするだけで不開示情報を開示することとなることから、存否を明らかにしないで拒否することが必要な情報であり、前記主張は認められない。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求の内容及び本件決定については、第3の1及び2のとおりである。

これに対し審査請求人は、平成24年8月11日付けで本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

2 本件請求の対象文書（以下「本件対象文書」という。）の存否応答拒否について

本件請求は、氏名等により個人を特定した開示請求ではないが、特定日時に発生した交通事故に関する事故証明書の事故照会番号 習志野署第〇〇〇〇号により特定される「物件事務報告書」の開示を請求するものであり、個人を特定して「物件事務報

告書」の開示を求めるのと同趣旨のものと認められる。

また、本件対象文書である物件事故報告書は、実施機関において、交通事故の発生時に警察官が作成する報告書であって、事故の発生日時、場所、当事者の住所・氏名、車両情報、自賠責保険情報、被害状況等の事故状況が記載されていることから、物件事故報告書に記載されている情報は、交通事故の当事者の条例第8条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、物件事故報告書は、同号ただし書きの法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報には該当せず、さらに同号ただし書き、ハ及びニにも該当しないものと認められることから、同号本文の個人情報として不開示とされるものである。

そして、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人の事故に関する物件事故報告書の有無が明らかになり、当該特定個人が交通事故の当事者であるか否かを公にすることになる。そうした事実が公になることは、条例第8条第2号の規定により保護しようとしている利益を損なうものと認められる。

したがって、条例第11条の規定により、実施機関が本件対象文書の存否を明らかにしないでした本件決定は妥当なものであったと認められる。

なお、条例の定めた開示請求制度は、実質的に何人に対しても、開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求につき、条例第11条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないでした本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 9. 20	諮問書の受理
24. 11. 1	実施機関の理由説明書の受理
26. 9. 17	審 議
26. 10. 22	審 議
26. 11. 26	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成26年11月26日現在)